

平成29年度 「清瀬市太陽光発電システム等設置補助金」 申込の手引き



清瀬市では、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に配慮した住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器を設置した市民に対して、その費用の一部を補助することで市内における機器等の普及を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的として助成を行っております。

●補助対象機器等

太陽光発電システム ・ 家庭用燃料電池(エネファーム)

※太陽光発電システムとエネファームを同時に設置した場合、両機器に対して補助金を交付します。

- 対象機器 設置完了後 の申請となります。予算の範囲を超えた場合は受付期間終了後、抽選となります。

【受付窓口・問合せ先】

清瀬市役所 都市整備部
水と緑の環境課 環境衛生係
住所:清瀬市中里 5-842 本庁舎 3階
電話:042-497-2099 直通

補助対象者

次のいずれにも該当する者。

○市内の住宅所在地に住民登録をし、実際に居住している者。

○申込時に納期が到来している住民税を完納している者、または非課税の決定を受けている者。

○市内の住宅に新たに補助対象機器等を設置した者、または補助対象機器等が設置された住宅を購入し、居住している者。

補助対象機器等 ・ 補助金額

補助対象機器	太陽光発電システム	家庭用燃料電池(エネファーム)
要件	・財団法人電気安全研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれに準じた性能を持つと市長が認めるもの。(住宅用に限る) ・公称最大出力が10キロワット未満のもの。	住宅用途として使用する燃料電池コージェネレーションシステムであって、発電能力が 0.5 キロワット以上であるもの。
補助金	3万円を補助対象機器等の最大出力キロワット(小数点第3位切捨て)を乗じて得た額(千円未満切捨て) ※上限 10 万円	5万円又は当該補助対象機器等の設置に要した額のいずれか低い額。

※いずれの機器も、中古品を設置した場合は補助の対象になりません。

両機器を設置した場合は、それぞれを合わせた金額を助成。

補助金申込額の計算例

○太陽光発電システム

・最大出力3.45kw の場合

$3.45\text{kw} \times 30,000\text{円} = 103,500\text{円} \Rightarrow$ 補助金額は 100,000円 (上限10万円)

・最大出力2.75kw の場合

$2.75\text{kw} \times 30,000\text{円} = 82,500\text{円} \Rightarrow$ 補助金額は 82,000円 (千円未満は切捨て)

○家庭用燃料電池(エネファーム)

設置額が5万円以上の場合 \Rightarrow 補助金額は 5万円

設置額が5万円未満の場合 \Rightarrow 当該補助対象機器等の設置に要した額のいずれか低い額
(千円未満切捨て)

○太陽光発電システムと家庭用燃料電池(エネファーム)

・太陽光発電システムの最大出力3.45kw ・ エネファームの設置額が5万円以上の場合

$3.45\text{kw} \times 30,000\text{円} = 103,500\text{円} \Rightarrow 100,000\text{円}$ (上限10万円)

$100,000\text{円(太陽光分)} + 5\text{万円(エネファーム分)} \Rightarrow$ 補助金額は 150,000円

申込期間

期	機器設置日	申込期間
第1期	平成 29 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	平成 29 年 6 月 1 日 ~ 8 月 4 日
第2期	平成 29 年 7 月 1 日 ~ 12 月 31 日	平成 29 年 12 月 1 日 ~ 平成 30 年 2 月 2 日

👉 機器設置日とは

太陽光発電システム	家庭用燃料電池(エネファーム)
東京電力の「購入電力量のお知らせ」の「お客様設備情報」欄に記載された「 <u>お客様から購入を開始した日</u> 」。 ※紙での検針票がない方 東京電力の専用ウェブサイトから「購入実績お知らせサービス・購入電力量のお知らせ」の「購入開始年月日」。	東京ガスの「エネファーム安心フルサポート証」の「設備お引渡し日」。

申込方法と注意事項

- 対象機器の設置完了後の申込となります。
- 市役所 本庁舎 3 階 水と緑の環境課の窓口で申込してください。書類に不備、不足があると受付できませんので、ご注意ください。なお、郵送による申込は不可です。
- 補助金の申込は、同一の住宅又は対象者に対して 1 回限りとなります。
- 各期で申込件数が予算の範囲を超えた場合は抽選になります。抽選日は各期の受付期間終了後、申込者に郵送します。又清瀬市ホームページでもお知らせしています。(受付番号が抽選番号になります。)
- 受付期間内の土日祝日等、閉庁日は受付できません。
- 補助金の交付条件に違反したときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求められます。

補助金申請に必要な書類

チェック欄	添付書類							
□	1	<p>●「清瀬市太陽光発電システム等設置補助金交付申込書（様式第1号）」 清瀬市役所 3階 水と緑の環境課 窓口にて配布。 または、ホームページよりダウンロード可。記入例を参照し、記入して下さい。</p>						
□	2	<p>●工事請負契約書又は売買契約書の写し 設置機器の請負契約であることが記載されているもの。売買契約書の場合、設置機器が契約に含まれていることが確認できること。</p>						
□	3	<p>●設置設備の明細(内訳)及び領収書の写し 設置機器の支払いに対する明細(内訳)及び領収書。設置機器の名称、金額が明記されているもの。</p>						
□	4	<p>●設置後の状況を確認できる写真</p> <table border="1" data-bbox="320 875 1461 1021"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 875 852 927">太陽光発電システム</th> <th data-bbox="852 875 1461 927">家庭用燃料電池(エネファーム)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 927 852 978">①建物外観 ②モジュール</td> <td data-bbox="852 927 1461 978">①建物外観 ②燃料電池 ③貯湯ユニット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 978 852 1021">③売電メーター ④パワーコンディショナ</td> <td data-bbox="852 978 1461 1021">④それぞれの機器本体脇の品名と製造番号</td> </tr> </tbody> </table>	太陽光発電システム	家庭用燃料電池(エネファーム)	①建物外観 ②モジュール	①建物外観 ②燃料電池 ③貯湯ユニット	③売電メーター ④パワーコンディショナ	④それぞれの機器本体脇の品名と製造番号
太陽光発電システム	家庭用燃料電池(エネファーム)							
①建物外観 ②モジュール	①建物外観 ②燃料電池 ③貯湯ユニット							
③売電メーター ④パワーコンディショナ	④それぞれの機器本体脇の品名と製造番号							
□	5	<p>●機器設置日が確認できる書類の写し</p> <table border="1" data-bbox="320 1117 1461 1509"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 1117 1007 1169">太陽光発電システム</th> <th data-bbox="1007 1117 1461 1169">家庭用燃料電池(エネファーム)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1169 1007 1509"> 東京電力の「購入電力量のお知らせ」の写し ※「購入電力量のお知らせ」の右側に記載されている、「お客さまから購入を開始した日」が確認できるもの。または、紙での検針票がない方は、東京電力の専用ウェブサイトから「購入実績お知らせサービス・購入電力量のお知らせ」の「購入開始年月日」が確認できるもの。 </td> <td data-bbox="1007 1169 1461 1509"> 東京ガスの「エネファーム安心フルサポート証」の写し </td> </tr> </tbody> </table>	太陽光発電システム	家庭用燃料電池(エネファーム)	東京電力の「購入電力量のお知らせ」の写し ※「購入電力量のお知らせ」の右側に記載されている、「お客さまから購入を開始した日」が確認できるもの。または、紙での検針票がない方は、東京電力の専用ウェブサイトから「購入実績お知らせサービス・購入電力量のお知らせ」の「購入開始年月日」が確認できるもの。	東京ガスの「エネファーム安心フルサポート証」の写し		
太陽光発電システム	家庭用燃料電池(エネファーム)							
東京電力の「購入電力量のお知らせ」の写し ※「購入電力量のお知らせ」の右側に記載されている、「お客さまから購入を開始した日」が確認できるもの。または、紙での検針票がない方は、東京電力の専用ウェブサイトから「購入実績お知らせサービス・購入電力量のお知らせ」の「購入開始年月日」が確認できるもの。	東京ガスの「エネファーム安心フルサポート証」の写し							
□	6	<p>●設置した設備のカタログ（コピー可）</p>						
□	7	<p>●申込者の住民票の写し（発行後3ヵ月以内のもの）</p>						
□	8	<p>●申込者の平成28年度の住民税の納税証明書又は非課税証明書 ※課税証明書ではありません。ご注意ください。</p>						
□	9	<p>●機器を設置した住宅の案内図 書類審査後、現地調査をします。</p>						
□	10	<p>●手続代行選任届(様式第2号) 代理人が申請手続きをする場合のみ、必要となります。</p>						
□	11	<p>●その他市長が必要と認めたもの</p>						

ご協力のお願い

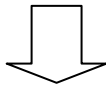
- 対象機器の設置前・設置後、各1年間の電気・ガス・水道の使用量等の報告。
- その他、地球温暖化防止対策に関するアンケート調査など。
- 機器設置状況の確認の際、敷地内への立入りをさせていただくこともありますのでご協力をお願いします。ご在宅の必要はありません。

手続きの流れ

申込者

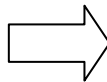
市役所

●設置及び支払完了



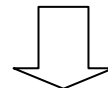
●市役所窓口へ申込

別紙申込書(様式第1号)及び添付書類に必要事項を記入し、直接市役所 本庁舎3階 水と緑の環境課の窓口までお持ちください。
※郵送による申込は不可です。ご注意ください。



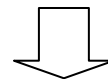
●書類審査

申込額が予算の範囲を超えた場合は、抽選となります。抽選になった場合のみ、抽選日を郵送及び市のホームページでお知らせします。



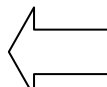
●機器設置状況の確認

機器の設置状況を確認の際、敷地内への立入りをさせていただくこともありますのでご協力をお願いします。ご在宅の必要はありません。



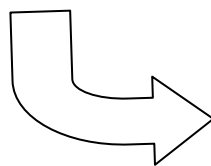
●交付請求書の提出

必要事項を記入し、期限までに直接窓口までお持ちください。



●交付又は不交付決定

審査後、交付又は不交付決定通知書を送付します。



●補助金振り込み

交付請求書の受理後、指定口座へ振り込みます。

●報告書の提出

機器設置後、1年間の電気使用量、発電電力量等の報告書を提出していただきます。

